

事故防止対策委員会

1. 目的

当法人における支援・介護及び看護、その他の事故を防止し、利用者及び職員の安全確保を図る為、事故・ヒヤリハット報告を検証し、質の高い支援の提供と職員が安心して働ける体制を確立していく。

2. 活動内容

- ① リスクマネジメント委員会会議の開催(毎月第1金曜日 10:30 より開催)
- ② ヒヤリハット・事故報告の検証・改善・事故防止対策
- ③ 法人内への周知
- ④ 現場へのフィードバック、指導。
- ⑤ 事故防止対策が適切に行われているかの確認

3. 年間計画

月	内容	月	内容
4	委員会発足にあたっての共通認識・心構えの確認 基本方針(書式等)、 安全対策担当者(構成員の確認)	10	ヒヤリハット・事故報告の検証
5	ヒヤリハット・事故報告の検証	11	ヒヤリハット・事故報告の検証 各事業所での指導
6	ヒヤリハット・事故報告の検証 各事業所での指導	12	ヒヤリハット・事故報告の検証 各事業所での指導
7	ヒヤリハット・事故報告の検証 各事業所での指導	1	ヒヤリハット・事故報告の検証 反省・次年度計画
8	ヒヤリハット・事故報告の検証	2	ヒヤリハット・事故報告の検証 5ヵ月間の報告の集計と検証
9	半年間の報告の集計と検証	3	ヒヤリハット・事故報告の検証 集計結果の発表(法人職員会)

※重大な事項等のある場合は、臨時で事故防止対策委員会を開催する。

※指針・マニュアル作成の計画においては別紙参照。

4. 構成員

委員長	副委員長	構成員
蛭原 翼	日高武敏	児玉智恵、谷口博孝、山本和寛 長嶺裕美、町田紀恵、 四位俊一、田代憲司
坂元淑子	寺田法子	藤坂由紀、緒方市郎、福島光夫、川野泉 東郷さつき

指針・マニュアル作成の年間計画

月	内 容
4	マニュアル作成の打ち合わせ
5	マニュアルの作成 (用語の定義、個人情報保護、所掌業務、安全対策担当者の任務等の策定)
6	マニュアルの経過確認
7	対応マニュアル事項の確認(基本的記事事項、症状別記載事項)
8	マニュアルの経過確認
9	事故及びアクシデント発生時の対応、報告書の作成
10	マニュアルの経過確認
11	最終確認
12	完成
1	
2	
3	

防災委員会

1. 目的

各事業所において、利用者及び職員の安全を確保するため、緊急時に速やかな対応ができるよう体制を整備する。また、防災教育などを通して防災の為の事前対策を講じ、非常災害に対する適応力を高める。

2. 活動内容

- ① 年間計画に基づき、防災訓練の企画、実施。
- ② 定例会開催(第2火曜日 15:00～)
- ③ 地震防災活動隊兼自衛消防隊組織及び任務分担表の作成。
- ④ 備蓄品の管理。
- ⑤ 防災計画、防災マニュアルの見直し。
- ⑥ 管轄消防署への消防計画の届出。
- ⑦ 災害対策委員会と協同し、防災拠点の準備を進める。

3. 年間計画

月	内容	月	内容
4	防災計画読み合わせ・計画届出 新任職員教育(機器取扱い)	10	マニュアル見直し
5	新任職員教育(各事業所)	11	救命法研修(法人全体)
6	各事業所危険箇所確認 備蓄品確認(台風に備え)	12	救命法研修(法人全体)
7		1	反省・次年度計画
8		2	
9		3	

※各事業者の防災訓練は、支援プラン防災計画に準ずる。

4. 構成員

委員長	副委員長	構成員
林 裕一	日高武敏	緒方敬士・小野淳司・河野仁美・四位俊一・町田紀恵 池水恵美・久保慶貴
徳原 潤	長田博久	日高 陵・渡部強士・保利 翼

記録委員会

1. 目的

法人内の職員が記録に対する意識やスキルを促進を目指す。また、法人での記録に関する様式や文言等の統一を図ると共に、記録短縮や多様性を目指したシステムの有効活用や新システムの導入を進める。

2. 活動内容

- ①記録委員会会議の開催(毎月第3火曜日10:30より開催)
- ②各事業所の記録システム・様式の把握
- ③職員の記録に関するニーズの把握
- ④エデンの園文言集の作成

3. 年間計画

月	内容	月	内容
4	各事業所の実態把握	10	文言集各事業所配布・周知
5		11	文言集を使って職場内研修
6	職員へのニーズ調査	12	
7	システム有効活用検討・新システム導入検討	1	反省・次年度計画・下半期反省
8		2	
9	エデンの園文言集作成開始 上半期反省	3	

4. 構成員

委員長	副委員長	構成員
光森勇人	蛭原翼	園田海生・福嶋一途・甲斐遙香・本嶋恵理夏・海野智恵子
	徳原潤	東郷さつき・星崎悠成・福嶋光夫

美化委員会

1. 目的

快適な生活環境・住居、又は快適な職場環境を法人として提供する為に、施設巡視や聞き取りなどにて情報を取得し、問題点があれば改善を図っていく。改善情報は、労働安全衛生委員会に報告し、法人全体にフィードバックすることによって、職員全員の美化意識を高めていく。

2. 活動内容

- ① 美化委員会会議の開催(毎月第1金曜日)
- ② 定期的な施設巡視・聞き取り
- ③ 職員への美化意識啓発

3. 年間計画

月	内容	月	内容
4	施設巡視依頼(各施設計画書)	10	美化強化月間
5	空調・換気扇清掃 (台風関係) 施設排水溝の確認	11	大掃除計画
6	(台風関係) 施設排水溝の確認	12	年末大掃除
7	美化強化月間	1	反省・次年度計画
8		2	
9		3	空調・換気扇清掃

※計画に捕らわれず、必要性があれば美化委員会会議を開催

4. 構成員

委員長	副委員長	構成員
田代 憲司	山本 和寛	濱田 誠・嶋原紀久・岡本知香・久保慶貴・四位俊一 井戸川清寿・森崎千恵子
上原卓也	渡部強士	川野 泉・保利 翼・長田博久

医療的ケア推進委員会

1. 目的

法人における医療的ケアについて、利用者様の5年後、10年後を想定し、対策を協議する。その結果に基づき方向性を指し示し、法人全体での事業展開を考える。

2. 活動内容

- ① 医療ケア推進会議の開催(第一木曜)
- ② 医療機器の管理(専門知識が必要とする物品)
- ③ 全職員対象とした研修会、有資格者に対する研修会の開催
- ④ マニアルの作成、見直し(喀痰吸引、褥瘡、看取り、医療連携体制)

3. 年間計画

月	内容	月	内容
5	マニアル等の読み合わせ マニアル等の見直し、確認 法人内医療機器の一覧作成 法人内の医療機器の拾い出し	11	法人内利用者様の健康状態確認 法人の方向性の話し合い
		2~3	法人の方向性の確認
8	一般職員に対する看取りの研修会		
9	反省・次年度計画		
8	喀痰・経管栄養等の定期研修 (対象者のみ)		
9	一般職員に対する褥瘡の研修会		

※必要時に、医療ケア推進会議を開催する。

4. 構成員

委員長	副委員長	構成員
廣瀬恵	緒方市郎	甲斐さち子、東屋理香、池水恵美

第2章 第1福祉課

1. 概要

障がい者支援施設、ショートステイ、生活介護、グループホーム、地域貢献、社会貢献の事業を統括します。

2. 目的

第1福祉課所属の事業所の適切な運営を確保するために、必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適正なサービスの提供を確保します。

3. 運営方針

- ① 利用者の意向、趣向、障害の特性を踏まえ、利用者に対して効果的なサービスを提供し、利用者が自分らしく、当たり前の生活を実現するための支援を行います。
- ② 個別支援計画に基づき、利用者の障害特性や心身の状況に応じて適切な支援を行います。又、職員はサービスの提供にあたり、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めます。
- ③ 利用者の方々が、地域社会の一員として喜びを得られるよう、家族、地域との結びつきを重視し、関係機関等との連携に努めます。又、地域のニーズに応じていきます。

4. 本年度の重点目標

- ① 人として当たり前の生活、自分らしい生活を目指します。
 - ・生活の基本である、衣・食・住に対し、更なる改善を図ります。
 - ・第三者の前で、胸を張って行える支援を目指します。
- ② 特徴のある事業所づくりを目指します
 - ・各事業所で特徴のあるサービス、活動を作ります。
- ③ 地域とのつながりを強くします。
 - ・地域の行事に積極的に参加します。
 - ・三名地区の防災拠点の準備を進めます。
- ④ 感染症予防に努めます。
 - ・研修、啓発等を通して、感染症に対する意識付けを図ります。
- ⑤ 社会生活支援を進めます。
 - ・関係機関と連携をとりながら、地域生活の可能性を探ります。
 - ・地域活動、体験の場を設けます。

2-1 障がい者支援施設 エデンの園

1. 概要

サービスの種類	定員
生活介護	60名
施設入所支援	60名

2. サービスの目的

指定障がい者支援施設「エデンの園」の円滑な運営管理を図り、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った適正な施設障がい福祉サービスの提供を確保します。

3. 運営方針

- ①利用者の意向、趣向、障害の特性等を踏まえた個別支援計画を作成し、これに基づきサービスを提供する。その効果について継続的な評価を実施することにより、利用者に対して適切かつ効果的なサービスを提供します。
- ②個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況に応じて、支援を適切に行い、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮します。
- ③利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたつてサービスを提供するよう努めます。
- ④職員はサービスの提供にあたっては、利用者及びその家族に対し、支援上必要な事項については、理解できるように説明を行います。
- ⑤正当な理由なく、サービスの提供を拒まないものとします。
- ⑥施設運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行うなど地域との交流に努めます。
- ⑦サービスの提供にあたっては、地域、家庭との結びつきを重視し、関係機関（市町村・他事業所・医療など）との密接な連携に努めます。
- ⑧障害者総合支援法及び関係法令を遵守し事業を実施します。

4. 本年度の重点目標

(1)生活の基本である衣食住に対し、更なる改善を図ります。

衣：TPOに応じた、快適で清潔な服装に配慮します。

食：個々にあった食事支援を行い、健康な身体づくりを目指します。

住：居室の清掃を定期的に行い、清潔な環境にします。

(2)権利擁護の推進

・第三者の前でも、胸を張って行える支援を目指します。

・利用者の意思決定及び人権を尊重し、虐待のない支援を行います。

(3)感染症予防に努めます。

・研修、啓発などを通して、感染症に対する意識付けを行います。

5. サービスの種類（内容）

(1) 生活介護

- ・主として昼間において、食事の提供及び、食事、歯磨き、入浴、排泄などの介護、社会参加の支援、日常生活の相談支援など日常生活全般にわたる支援を行います。

○サービス内容

- | | | | |
|---------|--------------------------|-------|-------|
| ・食事の提供 | ・創作的活動（園芸・陶芸・音楽・絵画・書道など） | | |
| ・入浴又は清拭 | ・身体機能及び日常生活能力の維持、向上の支援 | | |
| ・身体等の介護 | ・排せつ支援 | ・生活相談 | ・健康管理 |
| ・送迎サービス | ・訪問支援 | ・その他 | |

(2) 施設入所支援

- ・主として夜間において、食事の提供及び食事、歯磨き、排せつなどの介護、日常生活の相談支援など日常生活全般にわたる支援を行います。

○サービス内容

- | | | | |
|--------|---------|--------|---------|
| ・食事の提供 | ・入浴又は清拭 | ・排せつ支援 | ・身体等の介護 |
| ・生活相談 | ・健康管理 | ・その他 | |

6. 支援内容

(1)日常生活支援

- ① 個別支援計画に沿った支援を実行し、質の高い生活ができるよう支援します。
- ② 日常生活における、洗顔、身だしなみ、衣類管理、居室清掃など行います。
- ③ 買い物などの金銭の手続きを行い、領収証を整理します。

(2)生活活動

日常活動で生活支援（洗顔・身だしなみ、洗濯、居室整理など）に取り組みます。

又、身体機能の維持・向上や健康増進のために運動（ウォーキングなど）を行い、日常の生活習慣の習得と健康の維持、向上に繋がるように支援しま

す。それにより、生活に潤いを与え、生活の質の向上を目指します。

(3)創作的活動

利用者の好みや適性に合わせ、様々な活動（創作・療育・趣味・ドライブなど）を提供し、個々に応じた支援をすることで、経験値の拡充、日常の充実、心の安らぎを得られるように支援します。それにより、個々の自信や生活意欲を高め、情緒の安定を図ります。

(4)活動内容

創作活動	陶芸・手芸・園芸・絵画 等
身体機能向上	散歩・体操・リハビリテーション 等
視覚障害者支援	室内移動・点字・白杖歩行 等
個別活動	ティーチプログラム
身体ケア	保健衛生・整容・口腔ケア 等

(5)行事・余暇活動支援

○主たる行事

月	内 容
4	イースター・召天者記念会
5	ゴールデンウィーク・スポーツレクリエーション
9	まつり
1 2	クリスマス会

○クラブ活動

・生け花 ・舞踊 ・絵画 ・書道 ・音楽療法 ・体育 他

※個別支援計画に基づき、個々の趣味、趣向に応じた余暇支援を行います。

(6)健康・栄養管理

健康は、豊かな生活を営む根本である。利用者の健康に配慮し、その維持増進に努め、日常生活において、病気を予防し衛生的で穏やかな生活が送れるよう支援します。又、食事は、毎日の楽しみの一つである。食事環境や嗜好、身体状況に配慮し、季節感あふれる食事を提供します。

- ①健康維持・疾病予防
- ②リハビリテーション実施
- ③栄養ケアマネジメントの実施

(7)防災（火災・風水害・震災）訓練実施

7. その他の職務

(1)第三者機関との連携

①苦情解決と第三者委員会

- ・苦情相談申し立てに対する対応は、規定に基づき、速やかな解決と再発防止を目指します。
- ・苦情解決第三者委員による相談会（はびねすの窓）を年2回開催します。

(2)地域交流

地域の行事に積極的に参加し、障がい者支援施設エデンの園がどのような施設であるか理解を深めます。又、実習生やボランティアを積極的に受け入れ福祉教育推進に努めます。

2-2 エデンの園 ショートステイ

1. 概要

定員	形態
併設型（2名）	併設型・空床型

2. 目的

利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護、その他必要な保護を適切かつ効果的に行います。

3. 運営の方針

《指定短期入所の取り扱い方針》

- ①利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に短期入所を提供します。
- ②サービスの提供にあたっては、利用者又はその介護を行うものに対し、サービスの提供方法について理解しやすいように説明します。
- ③短期入所の質の評価を行い、その改善を図ります。

《提供拒否の禁止》

- ④正当な理由なく短期入所の提供を拒否しません。

《心身状況等の把握》

- ⑤サービスの提供にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況の把握に努めます。

《指定障害福祉サービス事業所との連携》

- ⑥サービスの提供にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。又、終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行います。

《短期入所の開始及び終了》

- ⑦介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一次的に困難となった者を対象にサービスを提供します。
- ⑧他の福祉サービス事業者その他保健医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携によりサービスの提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療・福祉サービスを利用できるよう援助に努めます。

《サービスの提供》

⑨サービスの提供にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って下記のサービスを提供します。

- | | | | |
|--------|---------|---------|-------|
| ・食事の提供 | ・入浴又は清拭 | ・身体等の介護 | ・機能訓練 |
| ・生活相談 | ・健康管理 | ・排せつ支援 | |

《人権の擁護及び虐待防止のための措置》

⑩利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、下記の措置を講じます。

- | | |
|----------------------------------|------------|
| ・人権の擁護、虐待防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備 | |
| ・成年後見制度の利用支援 | ・苦情解決体制の整備 |
| ・虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施 | |
| ・その他、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため必要な措置 | |

2-3 地域貢献事業（じょい・ほっぷ）

1. 目的

児童の意思及び人格を尊重し、常に児童の立場に立ってサービス提供を行います。事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、保護者や学校、国富町、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスを提供します。

2. 主たる対象者

- ①療育手帳軽度判定の児童、又は療育手帳の判定で自立と療育判定を繰り返す児童
- ②学校や地域での集団になかなかなじめない児童
- ③地域の児童館では放課後過ごすことが出来ない児童
- ④家庭の事情や地域に児童館が無いなど放課後の過ごし方に苦慮している児童
- ⑤その他、特別な事情のある児童

3. 支援内容

児童のニーズに応じて、以下のプログラムを行い、放課後の居場所作りを行います。

- ①集団生活への適応支援
- ②勉強支援（宿題）
- ③レクリエーション
- ④相談
- ⑤送迎

4. その他の職務

- ①新規利用者の開拓・契約

2-4 生活介護事業所 エデンの園ふれあい

1. 概要

サービスの種類	定員
生活介護	20名

2. 目的

人員及び管理運営に関する事項を定め、職員が当該事業所の支給決定を受けた利用者に対して適切な生活介護サービスを提供します。

3. 運営方針

- ①利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、保護並びにその更生に必要な支援及び訓練を適切に行います。
- ②利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って生活介護サービスを提供するよう努めます。
- ③地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- ④障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準に定める内容のほか、関係法令を遵守し、事業を実施します。

4. 本年度の重点目標

- ①利用者の障がい特性を理解し活動に繋がります。
- ②運動とリハビリテーションを通して体力維持に努めます。
- ③地域交流に積極的に参加すると共に社会生活支援を推進します。

5. サービスの種類(内容)

①生活介護

- ・利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

②サービス内容

<ul style="list-style-type: none"> ・食事の提供 ・身体的活動(作品制作 絵画工作 音楽活動等) ・送迎サービス ・身体機能及び日常生活力の維持、向上の支援 ・身体等の介護 ・生活相談 ・健康管理 ・シャワー浴又は清拭 ・訪問支援 ・排せつ支援

③活動内容

創作的活動	作品制作 絵画工作 音楽活動(コンサート含む) 等
身体機能向上	体操 ウォーキング リハビリテーション 等
視覚障がい者支援	点字学習 白杖歩行訓練 室内移動訓練 等
健康管理	バイタルチェック 体重測定 歯科往診 等

④主たる行事

月	内 容	月	内 容
4月	イースター・昇天者記念(施設合同)	10月	外出
5月	外出	11月	外出
6月	外出	12月	クリスマス会
7月	サマーフェスタ	1月	
8月	外出	2月	
9月	スポーツレクリエーション	3月	コンサート

※ふれあい会または誕生会は毎月実施。

※外出は、利用者の要望に応じて、一人当たり年間2回実施。

2-5 エデンホーム三名(共同生活援助)

1. 概要

名称	定員
ホームみらい	男性8名
のぞみの家	女性4名

2. 目的

共同生活援助の適切な運営を確保するため人員及び運営管理に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った適切なサービスの提供を確保します。

3. 運営方針

- ①利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居を利用しながら、入浴、排せつ又は食事等の援助、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行います。
- ②地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、障害福祉サービス事業者、相談支援事業所、障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- ③ 利用者の負担により、事業所の職員以外の者による介護又は家事等を行いません。

4. 本年度の重点目標

①感染症の予防・健康の維持・口腔ケア

- ・手洗い、手指消毒の徹底、ホーム内の定期的消毒により感染症の防止に努めます。
- ・健康を維持できるよう散歩や体操などの運動を行います。
- ・職員が歯磨きの確認を行い、口腔ケアを充実します。

②余暇の充実

利用者のニーズを汲み取り、楽しみに繋がるような余暇を提供します。

③地域行事への参加

地域の防災訓練や行事に参加します。

④人材育成

職員の専門性、資質の向上に努めます。

- ・生活支援委員会(年2回)ホームミーティング(月1回)を開催します。

5、支援内容

①日常生活援助

- ・食事は、利用者の方の年齢や体調、栄養のバランス等を考慮して提供します。
- ・毎朝のバイタルチェックを中心に状態の観察を行います。
- ・住居は、清掃を行い清潔で明るい環境にします。
- ・衣類は、TPO に応じた快適で清潔な服装に配慮します。また、身だしなみを整えます。
- ・個人に合った排せつ支援、入浴支援を行います。

②健康管理

- ・手洗い、消毒を徹底して行います。
- ・加湿や空調管理を行います。
- ・服薬のある方は定期的に通院します。
- ・体調を崩した時は、速やかに通院します。
- ・40 歳以上の方は、本人、ご家族又は後見人等の意向を考慮し、各種保険の特定健診、がん検診を受診します。

③行事

月	内 容	月	内 容
4		10	国富町ふれあいレクリエーション参加
5	県障がい者スポーツ大会参加	11	
6		12	望年会
7		1	
8	きれいなまちづくりボランティアのつどい参加	2	
9	宮崎市障がい者スポーツ大会参加	3	焼肉会

④ 防災

火災、地震を想定した訓練を実施します。

第3章 第2福祉課

1. 概要

特定相談支援、障害児相談支援、放課後等デイサービス、就労継続支援B型、グループホーム、ショートステイ、地域貢献、社会貢献の事業を統括します。

2. 目的

第2福祉課所属の事業所の適正な運営を確保するために、必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適正なサービスの提供を確保します。

3. 運営方針

- ①地域社会の一員として生きる喜びが得られるよう、一人ひとりの能力や個性に合った支援を行い、利用者とその家族または後見人、支援者が一体となって普通の生活の実現を目指します。
- ②関連機関と連携を図り、社会参加の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生できるよう、日常生活や社会生活に必要な支援を行います。
- ③現代社会の問題点を踏まえて各種機関と連携しながら地域住民の生活向上のために公益事業を行います。

4. 本年度の重点目標

①事業の円滑な運営

- ・広報活動を充実します。
- ・事業所のセールスポイントを明確にして事業運営を行います。

②充足感のある生活の実現

- ・利用者の権利を擁護すると共に、それぞれの意思を尊重します。
- ・利用者の強みを活かした生活ができるよう支援します。
- ・アンケートを実施し、サービスの向上を図ります。(年1回)

③地域連携の強化

- ・社会との結びつきを強くし、必要とされる事業所を目指します。
- ・地域のニーズをとらえ、社会貢献活動を進めていきます。

④新しい事業への取り組み

- ・地域生活拠点の構想を念頭において事業を行います。
- ・地域のニーズに合った事業の展開を検討します。

⑤人材(財)育成

- ・職員間のコミュニケーションを図りつつ、資質を高めていきます。
- ・利用者支援を充実させるために各事業所で必要な会議を開き、共通認識を図ります。

3-1 エデンホーム森永(共同生活援助)

1、概要

名称	定員	ショートステイ
青い鳥	男性7名	—
ほのか	男性4名 女性3名	1名

2、目的

共同生活援助の適切な運営を確保するため必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った適切な共同生活援助の提供を確保します。また、緊急に備え、「ほのか」にショートステイを併設します。

3、運営方針

- ①利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居を利用しながら、入浴、排せつ又は食事等の援助、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行います。
- ②地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の障がい福祉サービス事業者、相談支援事業所、障がい者支援施設、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- ③利用者の負担により、事業所の職員以外の者による介護又は家事等は行いません。
- ④「ほのか」では、利用者の必要な時に短期入所の提供ができるよう努めます。

4、本年度の重点目標

①健康の維持・感染症の予防

- ・利用者の高齢化を見越し、健康を維持できるよう散歩などを取り入れ、運動量を確保することに努めます。
- ・手指消毒を徹底し、ホーム内の定期的消毒により感染症の防止に努めます。

②余暇の充実

- ・利用者のニーズを探り、楽しみに繋がるよう余暇活動を工夫します。

③地域コミュニティ

- ・地域行事等に進んで参加を行ないます。

④人材(財)育成

- ・研修等への参加を推進し、専門性・資質の向上に努めます。
- ・利用者支援を全職員で取り組む体制を整え、公平なサービス提供に努めます。
- ・生活支援員会(2回/年)・ホームミーティング(1回/月)の開催、アンケート(1回/年)を行ない、サービスの向上に努めます。

⑤新しいグループホーム「ほのか」の運営を軌道にのせます。

- ・ホームの日々の業務を確立し、マニュアル作成を行います。
- ・利用者のアセスメントを元に、個々に合った支援を行います。

5、支援内容

①日常生活援助

- ・食事は、利用者の年齢や体調を考慮して提供します。
- ・毎朝のバイタルチェックを中心に、状態観察を行います。
- ・住居は、常に清潔で明るい環境にします。
- ・衣類は、TPOに応じた快適で、清潔な服装に配慮します。また、身だしなみを整えます。
- ・個人に合った排せつ支援を行います。
- ・入浴はアセスメントを行い、必要な支援を行います。

②健康管理

- ・手洗い、消毒を徹底して行います。
- ・加湿や空調管理を行います。
- ・服薬のある方は定期的に通院します。
- ・体調を崩した時は、速やかに通院します。
- ・40歳以上の方は、本人、ご家族、または、後見人等の意向を考慮し、各種保険の特定健診、がん検診を受診します。

③行事

月	行事	月	行事
4月	花見	10月	国富町ふれあいレクリエーション参加
5月	県障がい者スポーツ大会参加	11月	ホーム合同行事
6月		12月	望年会・クリスマス会
7月		1月	新年会
8月	ホーム合同行事	2月	
9月	宮崎市障がい者スポーツ大会参加	3月	

④防災

火災、地震を想定した訓練を実施します。

3-2 放課後等デイサービス麦わらぼうし

1. 概要

サービスの種類	定員
放課後等デイサービス	10名

2. 目的

障がい児や発達が気になる子どもが地域社会との交流を図り、生活能力の向上のための訓練を行いつつ自立を促進し、児童と家族が安心できる場所として適正なサービスを提供します。

3. 運営方針

- ① 利用児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切なサービスの提供を行います。
- ② 利用児の意思及び人格、また家族との結びつきを重視し、常に利用児の立場に立ったサービス提供に努めます。
- ③ 県や関係市町村、学校関係者、障がい福祉サービスを行う者、児童福祉施設、その他の保健医療サービスを提供する者など関連機関との連携を図るとともに、地域住民やボランティアなどの協力も得て、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 本年度の重点目標

- ① 職員の資質向上を図ります。
 - ・事業所全体で定期的な勉強会、研修等を行います。
 - ・事業所評価表の結果に対しての見直しを行ない、改善を図ります。
- ② 定員以上の利用を目指します。
 - ・一日の登録者数を定員以上とします。
 - ・利用児や家族の満足度を高めます。
- ③ 地域との結びつきを深めます。
 - ・地域の方を招いた活動を実施します。
 - ・他事業所と共同で新たな活動を検討します。

5. 指導内容

① 活動

・週間予定

月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜
○ストレッチ運動 ○散歩 ○外遊び	○伝承遊び ○ゲーム・ルール性のある遊び	○書道 (第1・3) ○運動遊び (感覚統合)	○創作活動 ○伝承遊び ○ゲーム・ルール性のある遊び	○音楽療法 (第1・3) ○戸外遊び	○地域活動 ○触感遊び ○創作活動 ○事業所開放 (不定期)

- A 学習・課題 (宿題、ワーク、工作、手芸、書道)
 B 機能訓練・健康 (運動遊び、ストレッチ、ウォーキング、折り紙)
 C 人間関係・社会性 (伝承遊び、ゲーム遊び、地域活動)
 D 表現・言葉 (音楽療法、創作活動)
 E 環境 (地域活動、町内散策)

② 講師による活動

- ・書道：第1・3水曜日
- ・音楽療法：第1・3金曜日

③ おやつ作り

- ・毎月1回

④ 基本的な生活習慣の獲得

- ・挨拶、身辺整理(活動の準備・片付け)、掃除

⑤ 健康管理

- ・検温、食事、排せつ、服薬、長期休暇時の生活リズムの安定

⑥ 理学療法士による機能訓練・運動指導

6. 年間行事計画

月	内容	月	内容
4月	イースター・芋の苗植え	10月	芋ほり・ハロウィン
5月	魚釣り体験	11月	トレッキング
6月	家族会	12月	クリスマス会
7月	沢遊び、海遊び、川遊び、陶芸教室	1月	
8月	海遊び、川遊び・デイキャンプ	2月	家族会
9月	事業所開放日	3月	遠足

3-3 就労継続支援 B 型事業所 つむぎ

1. 概要

サービスの種類	定員
就労継続支援B型事業	20名

2. 目的

- ・利用者の意思及び人格を尊重しながら、常に利用者の立場に立った、安心安全に働ける環境作りと適切なサービスを提供します。

3. 運営方針

- ① 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者一人ひとりの能力や特性に合った就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行います。
- ② 地域との結び付きを重視し、各関係機関と密接な連携に努めます。
- ③ 自ら提供する就労継続支援B型事業の質の評価を行い、常に工賃向上のための改善に努めます。

4. 本年度の重点目標

- ① 2019 年度は利用者月額工賃15,000円(つむぎ工賃向上計画3年計画の2年目)を目標に工賃向上のための施設外就労、委託作業等に取り組みます。
- ② 利用者の人権を尊重し自己選択、自己決定を重んじ仕事を通して社会参加や自己実現を図り、喜びのある「生きがいのある暮らし」を提供します。
- ③ 利用者がお互いに就労の意欲や情報を共有し、切磋琢磨し合える環境作りに取り組みます。
- ④ 地域とのつながり及び社会貢献の側面を意識してネットワーク作りを進めます。
- ⑤ 施設内外の研修参加や職員間のコミュニケーションを図ることにより支援の質の向上を図ります

5. 活動内容

(1) 就労支援

◎施設外就労

- ・クリーン事業(清掃作業)
- ・農福連携(事業所周辺の農家からの受託作業)

※毎月、2回訓練目標に対する評価を行います。(目標は個別支援計画に必ず明記)

◎委託作業

- ・自動車部品組み立て、縫製作業、シール張り等の軽作業受託
- ・同法人各事業所の清掃作業、

(2) 行事やレクリエーション

月	内 容
4 月	レクリエーション
5 月	作業参観・個別懇談会
8 月	レクリエーション
11 月	作業参観・個別懇談会
12 月	クリスマス会・望年会
3 月	お花見会(焼肉会)

(3) 健康管理

- ・毎日来所後や作業・外出後に手洗い、うがい、手指の消毒を行い、感染予防に努めます。
- ・来所時に検温を行います。
- ・連絡ノートを通して、各サービス事業所やご家族との連携を図ります。

(4) 家族との連携

- ・年2回(5月、11月土曜営業日)に作業参観と個別懇談会を開催し、土曜日のプログラムと連動します。
- ・作業参観と個別懇談会に個別面談を実施します。
- ・連絡帳及び配布物を活用し、事業運営の理解に努めます。

(5) 地域交流

- ・地域と密着し、必要とされるような事業所となれるよう、地域の 行事 やイベント等に積極的に参加します。
- ・社会福祉法人エデンの園広報誌(一粒の麦)、ホームページを活用し当事業所の理解を深めます。
- ・実習生やボランティアを積極的に受け入れ、福祉教育推進に努めます。
- ・施設を公開し地域との親睦を図ります。
- ・余暇活動及び行事に地域資源を活用します。

(6) 人材(財)育成

- ・職員研修計画に基づいて事業所の適切な運営を図り、職員の資質向上のため系統的で効果的な研修を実施します。
- ・職員の利用者支援に関する検討の場(朝礼、終礼、個別支援検討会議、 工賃向上研修、職員会議、権利擁護研修等)を計画的に実施します。

(7) 防災計画

- ・年2回、防災訓練を実施します。

3-4 エデンの園相談支援事業所

1. 概要

特定計画相談支援・障害児相談支援

2. 目的

利用者等の相談に応じ、必要に応じて福祉サービス利用に繋げるなど地域生活に必要な支援を行ないます。また、関係機関などと連絡を取り合いながら、常に利用者の立場に立った支援の提供を確保します。

3. 運営方針

- ①利用者又は、障がい児やその保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って事業を行います。
- ②利用者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう配慮します。
- ③利用者及び障がい児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ④利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公平中立に行います。
- ⑤市町村、障害福祉サービス事業を行う者、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めます。
- ⑥自らその提供する計画相談支援、障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。

4. 本年度の重点目標

①「地域共生社会」（「我が事・丸ごと」の地域作り）を念頭に

I ストレングスマodelに基づくケアマネジメントと本人中心の相談支援

相談支援により問題解決能力（エンパワメント）を向上させ、本人の権利を擁護しつつ個別性を重視した本人中心の支援を行います。

II 細かな支援と連携強化（地域共生社会の実現に向けた取り組み）

利用者、関係機関、関係者と密に連絡を取り、困りごとはないか、変化はないかなどを聞き取り、連絡調整、ケア会議の開催などを通して連携を強化していきます。

②スキルアップ

基幹相談支援センター等が実施する事例検討会や勉強会に参加します。また、新しく相談支援専門員として従事する者及び経験年数の浅い相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施し、スキルアップを図ります。

③利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催します。

④支援が困難な事例を紹介された場合においても、計画相談支援及び障害児相談支援を提供します。

5. 事業内容

①基本相談

地域の福祉に関する様々な問題について、障がい者、障がい児の保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整などを総合的に行います。

②Ⅰ サービス利用支援（サービス等利用計画の作成）

障害児支援利用援助（障害児支援利用援助計画の作成）

Ⅱ 継続サービス利用支援（モニタリング）

継続障害児支援利用援助（モニタリング）

③社会貢献事業

みやざき安心セーフティネット事業の実践により、生活困窮者の自立を支援するための相談活動を行います。